

報道関係者 各位

島原市がまだす地域づくり補助金事業の募集について

標記のことについて、下記のとおりお知らせします。

記

1. 事業の趣旨

市では、市民自らが考え実践する地域づくりを積極的に推進するため、市民団体や町内会・自治会などが、自主的・主体的に企画し、実施する地域づくりに関する大会やイベント事業等を応援するため「島原市がまだす地域づくり補助金」を交付します。

2. 対象となる事業

(1) 市民団体

次のすべてに該当する事業です。

- ①市民の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業
- ②市内で実施される事業（関連事業の市外での実施も可とする）
- ③年度内（平成28年3月31日まで）に完了する事業
- ④新たに又はステップアップを目指して実施する事業

(2) 町内会・自治会

次のいずれかに該当する事業です。

- ①地域見守り事業（ゴミだし支援、声かけなど）
 - ②環境美化事業（自主的な清掃活動、植栽活動など）
 - ③絆・交流活性化事業（行事、イベントなど）
- ※新規性、又は拡充性のある事業に限り対象とします。

3. 補助金の額

(1) 市民団体

補助対象経費の2分の1以内の額で、1事業につき10万円を限度額とします。

(2) 町内会・自治会

補助対象経費の5分の4以内の額で、1事業につき10万円を限度額とします。

4. 受付期間

7月1日（水）から

※予算の範囲内で、先着順に審査・決定を行います。

5. その他

詳細な内容につきましては、別紙「募集要項」や市ホームページをご参照ください。



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：政策企画課

地域・婚活班 北岡、古賀

電話：0957-63-1111（内線142）

E-mail：seisaku@city.shimabara.lg.jp

島原市がまだす地域づくり補助金募集要項

《市民提案型事業》

1. がまだす地域づくり補助金とは？

市民団体等が自主的・主体的に企画し実施する地域づくり事業を支援する制度です。

2. 制度の概要

(1) 対象となる事業

次のすべてに該当する事業です。

- ① 市民の福祉向上又は公益上の必要性が認められる事業
- ② 市内で実施される事業（補助対象団体の主たる活動に関連する事業については、市外での実施も可とする。）
- ③ 年度内に完了する事業
- ④ 新たに又はステップアップを目指して実施する事業

ただし、次のいずれかに該当するものは、補助対象事業とはなりません。

- ① 特定の個人や団体の営利を目的とする事業
- ② 宗教的活動又は政治的活動を主たる目的とする事業
- ③ 地区住民の交流会等の親睦会的な事業
- ④ 売名を目的とする事業
- ⑤ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- ⑥ 市の他の補助金の交付を受ける事業
- ⑦ その他市長が適当でないと認める事業

(2) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1事業につき10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(3) 対象となる経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費です。

ただし、次に掲げる経費は補助対象とはなりません。

- ① 島原市がまだす地域づくり補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 島原市がまだす地域づくり補助金事業計画書（様式第2号）
- ③ 事業の収支予算書（様式第3号）
- ④ 補助申請団体の規約、会則又はこれらに類する書類
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

※補助事業を申請する場合は、事前に市長公室 政策企画課 地域・婚活班（市役所本庁舎3階 電話63-1111内線142）までご相談ください。

（3）応募の選考結果（交付決定）

審査結果については、審査終了後、補助事業の応募団体あて通知します。

ただし、この時点での選考結果は、補助金の交付額を約束するものではありませんのでご注意ください。

（4）事業完了の報告

事業終了後、島原市がまだす地域づくり補助金実績報告書（様式第6号）及び関係書類を提出していただきます。また、事業の収支決算関係書類は、事業を実施した年度の翌年度から5年間は保存していただくことになります。

※事業の完了した日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

（5）補助金額の確定

実績報告書の提出を受けたあと、事業内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

（6）補助金の交付

確定した補助金の額に基づき、請求書を提出していただき補助金を交付することになります。

ただし、特に必要がある場合は、補助金の一部又は全部を概算払いで交付します。この場合は、補助金の額が確定した後に精算となります。

なお、概算払いにより補助金の交付を受けた団体の場合、精算額によっては返還金が生じる場合もありますのでご注意ください。

島原市がまだす地域づくり補助金募集要項

《町内会・自治会提案型事業》

1. がまだす地域づくり補助金とは？

町内会・自治会が地域コミュニティ活動の維持・促進のため行う地域づくり活動を支援する制度です。

2. 制度の概要

(1) 対象となる事業

次のいずれかに該当する事業です。

ただし、新規性又は拡充性のある事業に限り対象とします。

- ① 地域見守り事業（ゴミだし支援、声かけ など）
- ② 環境美化事業（自主的な清掃活動、植栽活動 など）
- ③ 絆・交流活性化事業（行事やイベント など）

(2) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内の額とし、1事業につき10万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。

(3) 対象となる経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業に直接要する経費です。

ただし、次に掲げる経費は補助対象とはなりません。

- ① 人件費
- ② 飲食費（補助対象事業の実施に係る講師等の食事代など社会通念の範囲と認められるものは除く。）
- ③ 商品券等の金券の購入代金
- ④ 記念品等の購入経費
- ⑤ 家賃（敷金又は礼金等を含む。）
- ⑥ 土地の取得、造成又は補償に関する経費
- ⑦ 補助対象団体の経常的運営に関する経費
- ⑧ 備品の購入経費（事業の実施に必要不可欠と認めるものは除く。）
- ⑨ 領収書等により用途を明確に証明することができない経費
- ⑩ その他市長が適当でないと認める経費

※事業の完了した日から起算して30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに提出してください。

(5) 補助金額の確定

実績報告書の提出を受けたあと、事業内容を精査し、交付すべき補助金の額を確定し、申請者に通知します。

(6) 補助金の交付

確定した補助金の額に基づき、請求書を提出していただき補助金を交付することになります。

ただし、特に必要がある場合は、補助金の一部又は全部を概算払いで交付します。この場合は、補助金の額が確定した後に精算となります。

なお、概算払いにより補助金の交付を受けた団体の場合、精算額によっては返還金が生じる場合もありますのでご注意ください。